

日医発第 1100 号 (地域)

令和 6 年 9 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

今村 英 仁

坂本 泰 三

(公印省略)

令和 6 年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がございました。

本件は、平成 28 年度から開始されている病床機能報告に加え、令和 4 年度から新たに開始された外来機能報告について、厚生労働省から報告対象医療機関等に直接の連絡を行ったことを知らせるとともに、その要点についての周知を依頼するものです。

具体的には、報告期間は 10 月 1 日から 11 月 30 日であること、報告は原則として医療機関等情報支援システム (G-MIS) で行うことの 2 点です。また、電子レセプトを厚生労働省が集計した結果が G-MIS 上に表示されるのは 11 月 1 日を予定しているとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政地発 0920 第 4 号
令和 6 年 9 月 20 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

令和 6 年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について

標記について、別添のとおり、各医療機関に対して周知しましたので、御了知の上、各医療機関の報告が円滑に行われますよう御配慮願います。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和6年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の13の規定に基づき、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、毎年7月1日時点における病床の機能と2025年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告（以下「病床機能報告」という。）することとしています。

令和4年度より、法第30条の18の2の規定に基づき、病床機能報告対象病院等であって外来医療を提供するもの（以下「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、紹介受診重点外来の実施状況、地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な事項等を都道府県知事に報告（以下「外来機能報告」という。）することとしています。また、法第30条の18の3の規定に基づき、患者を入院させるための施設を有しない診療所（以下「無床診療所」という。）の管理者は、外来機能報告することができるとされ、令和5年度に続き、本年度についても、厚生労働省において紹介受診重点外来を行っている蓋然性の高い無床診療所に、あらかじめ外来機能報告を行う意向を確認しています。

については、病床機能報告及び外来機能報告の実施について、別添1のとおり、病床機能報告対象病院等、外来機能報告対象病院等及び外来機能報告を行う意向を有する無床診療所に対して周知しますので、貴職におかれましては、上記について御了知の上、下記について当該医療機関に対して周知いただき、報告が円滑に行われるよう御配慮願います。なお、関係団体にも別添2のとおり通知を発出していることを申し添えます。

記

1. 報告期間について

病床機能報告及び外来機能報告ともに10月1日から11月30日となります。

2. 報告方法について

原則として医療機関等情報支援システム（G-MIS）※によることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとします。

なお、令和5年4月から令和6年3月診療分（令和6年4月審査分）までの電子レセプトがある医療機関においては、厚生労働省が集計した結果を令和6年11月1日からG-MIS上に表示させる予定としています。

※G-MIS のユーザ名・パスワードをお持ちでない場合は、別途、ユーザ名・パスワードが記載された封書を郵送しております。

(別添)
令和6年9月

病床・外来機能報告制度対象医療機関 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和6年度病床・外来機能報告の実施について

平素から医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13の規定に基づき、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものは、毎年7月1日時点における病床の機能と2025年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告（病床機能報告）することとしています。また、令和3年5月に成立・公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）に基づき、令和4年より外来医療の実施状況も都道府県知事に報告（外来機能報告）することとなりました。

報告は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）から実施していただきます。各医療機関におかれましては、添付のマニュアル等を御確認の上、期限までに報告いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ窓口】

問い合わせ窓口 厚生労働省「令和6年度病床・外来機能報告」事務局

委託先

- ・報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）
※報告様式1・2、プレプリントデータ、その他、病床・外来機能報告制度についてはこちらにお問い合わせください。
- ・G-MISに関するお問い合わせ：厚生労働省 G-MIS 事務局
※ユーザ名、G-MIS の画面操作方法、システム障害発生時等についてはこちらにお問い合わせください。

電話（フリーダイヤル）0120-142-305 [平日9:00~17:00 受付]

FAX 番号：03-5615-9278 [24 時間受付]

※FAX でのお問い合わせの際は、病床・外来管理番号、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載してください。

病床・外来機能報告 問合せフォーム（G-MIS サイトの連絡フォーム）[24 時間受付]

※病床・外来機能報告 問合せフォームについては「令和6年度病床機能報告 報告マニュアル<②手順編>」「令和6年度外来機能報告 報告マニュアル」を御確認ください。

※電話、FAX の開設期間は令和6年9月20日9:00~12月27日17:00です。

※病床・外来機能報告 問合せフォームの開設期間は令和6年9月20日9:00~令和7年1月31日23:59です。

電話でお問い合わせいただく場合、音声ガイダンスが流れます。

音声ガイダンスに従い、お問い合わせ内容の番号を御入力ください。

裏面も御確認ください⇒